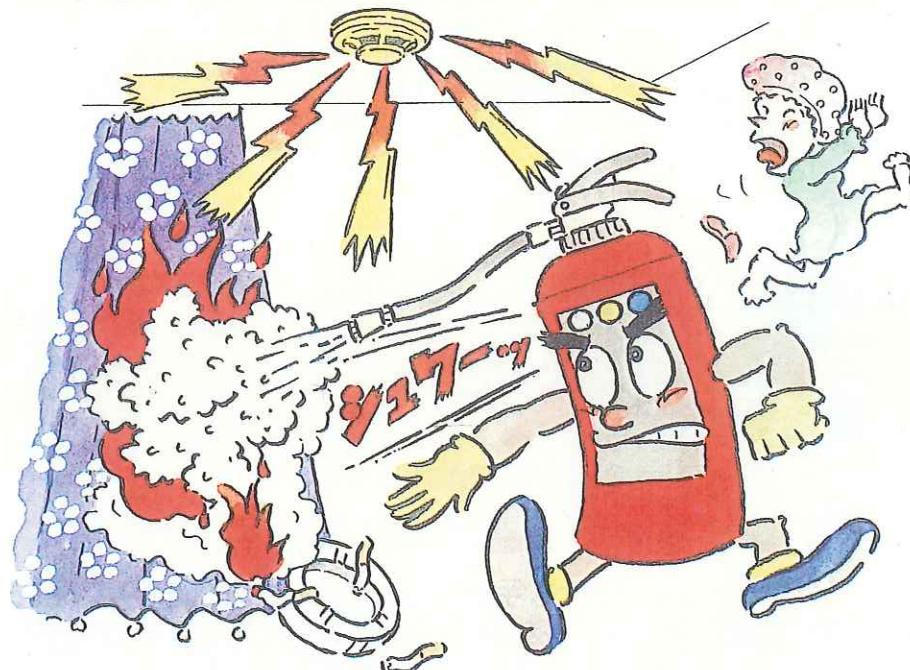


住宅用火災警報器の設置はお済みですか？



あなたを守る！

家族を守る！

逃げ遅れによる死者の発生を防ぐことを目的として消防法が改正され、全国一律にすべての住宅に住宅用火災警報器等の設置が義務づけられています。(設置及び維持基準については、柏屋南部消防組合火災予防条例で定められています。)

●新築住宅

新築時に設置が必要。

●既存住宅

平成21年5月31日までに設置が必要。

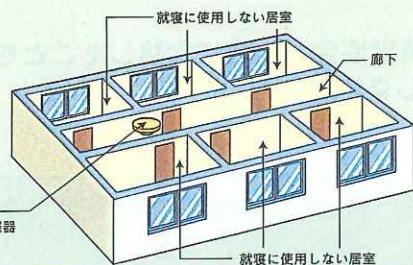
住宅用火災警報器とは、家庭内での火災をいち早くキャッチし、警報ブザーや音声によって知らせる装置です。

住宅用火災警報器は原則として、寝室及び寝室がある階の階段には、必ず設置しなければなりません。
(台所は、義務ではありませんが、設置に努めましょう。)

設置例

1つの階に居室が5以上ある場合

② 7m²以上の居室が5以上ある階の廊下または階段



3階建てで1階に寝室、3階に居室がある場合



3階建てで3階に寝室、2階に居室がある場合



2階建てで2階に寝室・居室がある場合



② 各寝室
② 寝室の存する階の階段

2階建てで1階に寝室・居室がある場合



② 各寝室

② 3階建ての住宅で寝室が1階にしかなく、かつ3階に居室がある場合の3階の階段

② 各寝室

② 3階建ての住宅で寝室が3階にしかない場合の1階の階段

② 寝室の存する階の階段

問合せ先

柏屋南部消防本部 ☎ 935-5111 (代表) 又は935-6389 (予防課直通)

※消防本部ホームページ <http://www.kasuyananbu-shobo.jp/>

住宅用火災警報器に関するご質問などは、下記の「住宅用火災警報器相談室」へ、お気軽にご相談ください。

☎ **フリーダイヤル 0120-565-911**

受付時間：月曜から金曜までの午前9時から午後5時（12時から1時を除く）（土、日及び祝祭日は休み）

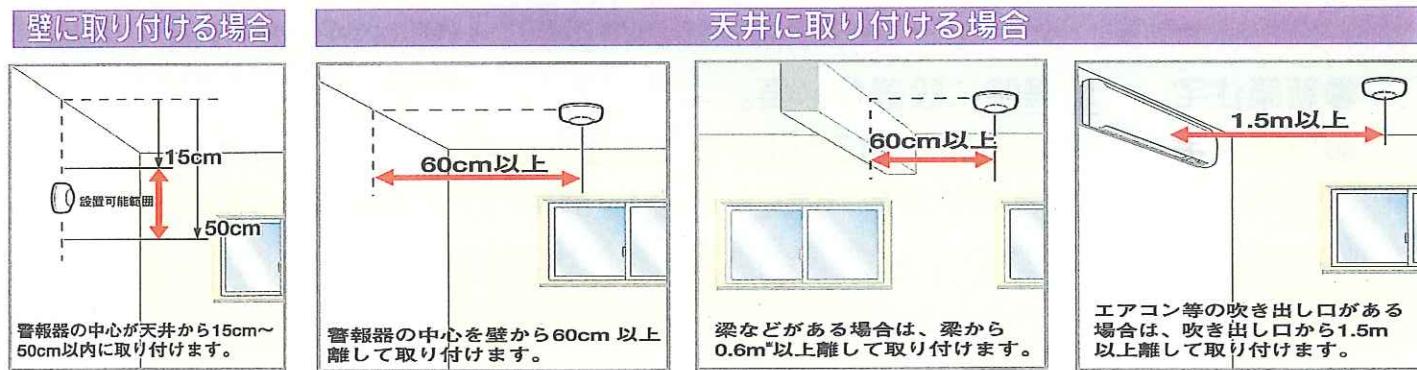
柏屋南部消防本部
南部消防署・中部消防署
柏屋南部地域防災協会

悪質な訪問販売に ご注意!!



住宅用火災警報器の設置義務化に伴い、今後、巧妙な手口を使った悪質な訪問販売などのトラブルの発生が考えられます。契約を急がせる事業者は要注意です。その場ですぐ契約せず、家族や消費者生活センターなどに相談しましょう。

警報器の取り付け場所

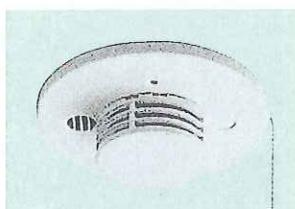


ご購入に際しては、国の技術基準に適合し、日本消防検定協会の検査に合格したことを示す、右記の鑑定マーク（NSマーク）が付いている製品を推奨します。

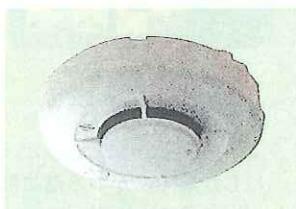


消防法で設置が義務づけられているのは煙を感知する（煙式）住宅用火災警報器です。代表的な住宅用火災警報器を紹介します。

代表的な住宅用火災警報器（例）



取付け:天井埋め込み
電源:AC100V
警報音:ブザー
検知方法:煙式



取付け:天井露出
電源:電池
警報音:ブザー
検知方法:煙式



取付け:天井露出
電源:電池
警報音:ブザー
検知方法:煙式



取付け:壁露出
電源:電池
警報音:音声+ブザー
検知方法:煙式

福岡県内の訪問販売などに関するご相談は、「消費者生活センター」へ。

〈相談コーナー〉 092-632-0999

受付時間：午前9時から午後5時 月～金曜日(平日のみ)：電話・来所相談